

防災対策

道路管理の
取り組み

自然災害に備える防災対策を実施

防災対策

道路崩壊やがけ崩れなど災害が起きそうな所の現地状況を定期的に点検し、対策を行っています。

【対策前】



【対策後】



法面崩壊及び落石対策

【対策前】



【対策後】

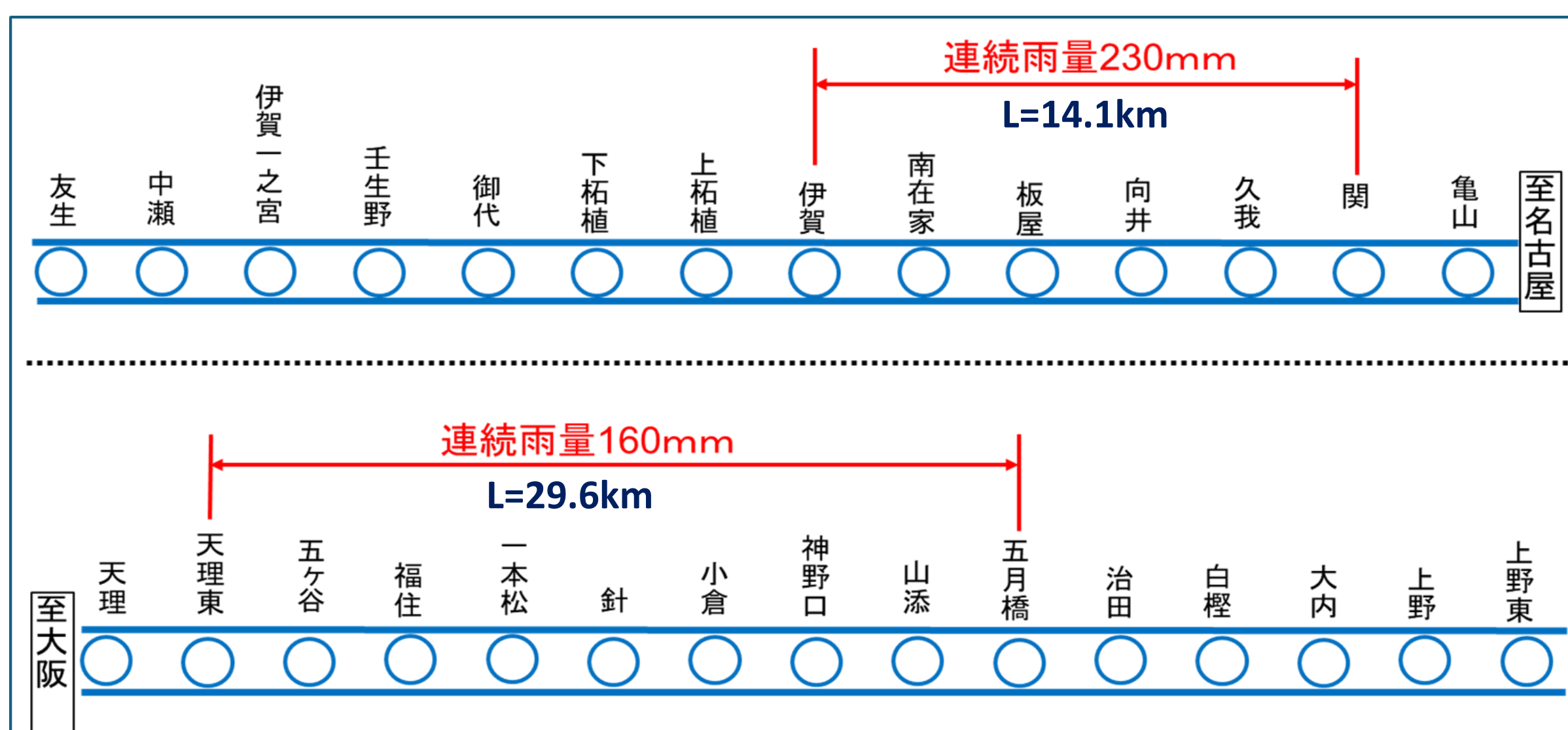


土留め対策

事前通行規制

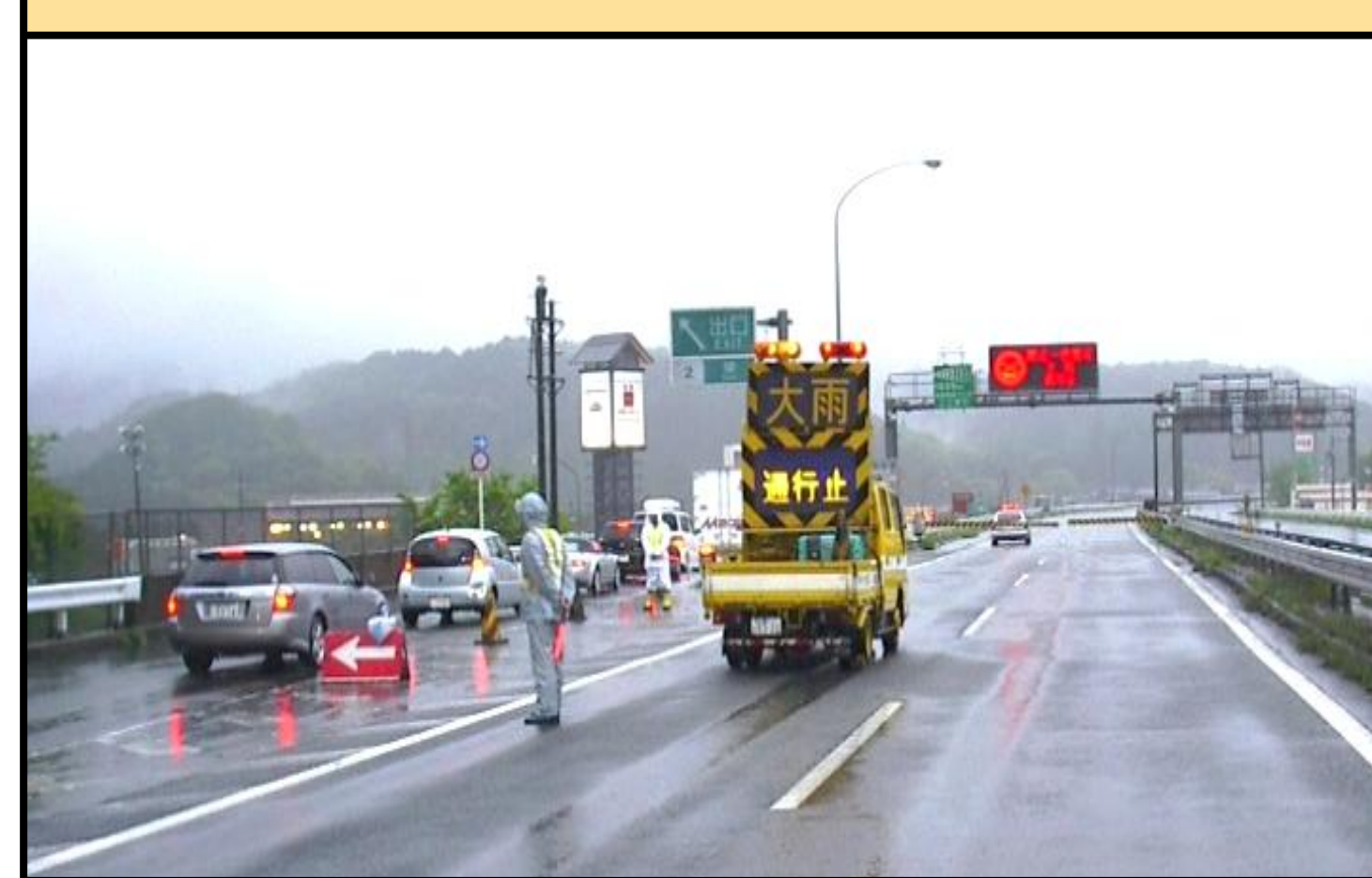
事前通行規制とは、大雨などの異常気象時に、土砂災害の発生が予測され、道路の通行が危険と判断された場合、通行規制を実施し、土砂災害などにもなう事故を未然に防ぎます。

名阪国道では、**関IC～伊賀IC**の14.1kmでは**連続雨量230mm**、**五月橋IC～天理東IC**の29.6kmでは**連続雨量160mm**を超えると**通行止め**を行い、**平成27年～令和6年(過去10年)**では**7回**の通行止めを実施しています。



名阪国道事前雨量規制区間箇所

関IC～伊賀IC通行止め状況



事前通行規制の経緯

昭和43年8月18日、岐阜県加茂郡白川町内の国道41号において、豪雨に伴う土石流により観光バス2台が飛騨川に転落し104名の尊い命が奪われました。

国土交通省(当時建設省)は、この事故を契機に、翌9月には全国で土砂災害の危険箇所の一斉点検を行い、雨量による国道の通行規制が制度化されました。

雨量による事前通行規制は、このような悲惨な事故を防ぐため制度化されたもので、区間毎に基準を超える大雨が降った場合、雨がやんで安全が確認されるまでの間、通行止めをするものです。



国道41号_雨量による通行止めの予告看板